

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十八年五月十八日
参議院総務委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

一、住民の利便性の向上及び行政の合理化を推進する観点から、公的個人認証サービスを基盤とした電子申請等の手続の普及を進めるとともに、地域間格差が生じないよう地方公共団体に対し、必要な支援を行うこと。
また、利用者の視点に立ち、多くの国民が広く利用できるよう、署名検証者等の範囲の拡大、手続の一層の合理化等を推進すること。

二、地方公共団体の認証業務を行うに当たっては、情報の流出、改ざん、不正使用等が行われないよう、個人情報管理の徹底、セキュリティ対策の強化等を図ることにより、業務の信頼性・安全性が確保されるよう万全を期すること。

特に、ウイルスに感染したパーソナル・コンピュータから地方公共団体が保有する個人情報流出する事例が頻発していることにかんがみ、地方公共団体において早急に、自ら対策を講ずるとともに、請負契約等に基づき地方公共団体が保有する個人情報処理する者に対しても同様の対策の徹底を求めるよう適切な助言に努めること。

三、電子行政システムの構築について十分な検証を行い、今後の施策に反映させていくよう、その評価体制の整備に努めること。

四、個人情報保護について、その万全を期すため、地方公共団体の条例についても、個人情報保護法の趣旨を踏まえ適切な措置が講じられるよう助言に努めること。

五、住民基本台帳カードの活用を図るに当たっては、プライバシー保護及び個人情報保護の重要性に十分配慮するよう努めること。

右決議する。